

平成24年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年9月21日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第57号から議第82号まで

(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他25件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 発議第3号

(野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例)

提出理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 意見書第12号から意見書第15号まで

(米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書(案)他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

○議長(田中良隆君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は9月6日と同様であり、配付を省略いたしましたので了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第18番、内田聡史君、第20番、河野司君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されており

ますので、議第57号から議第82号まで平成24年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他25件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

総務常任委員会報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月12日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第74号、野洲市防災会議条例の一部を改正する条例、議第75号、野洲市災害対策本部条例の一部を改正する条例、以上2件を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

去る9月4日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、9月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第77号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲文化ホールほか）、議第78号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市総合体育館）、議第79号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市中主B&G海洋センター）、議第80号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市市民グラウンド）、議第81号、指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市体育センター）、以上5議案を議題と

し、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、全議案とも、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、坂口哲哉君。

○10番（坂口哲哉君） 第10番、坂口哲哉です。

去る9月4日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第76号、野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例について、議第82号、市道路線の認定及び廃止についてを議題とし、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第76号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第82号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案及び審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、予算常任委員長の報告を求めます。

第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） 去る9月4日の本会議におきまして予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月12日、13日に各分科会を、19日に委員会を招

集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第57号、平成24年度野洲市一般会計補正予算(第3号)、議第58号、平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第59号、平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第60号、平成24年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第61号、平成24年度野洲市下水道事業下水道特別会計補正予算(第1号)、議第62号、平成24年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)、以上6議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(田中良隆君) これより、予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第11番、立入三千男君。

○11番(立入三千男君) 去る9月4日の本会議におきまして決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月7日、10日、11日に各分科会を、19日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第63号、平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第64号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第65号、平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第66号、平成23年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第67号、平成23年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第68号、平成23年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第69号、平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第70号、平成23年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第71号、平成23年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第72号、平成23年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第73号、平成23年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上11議案を議題とし、詳

細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第63号から議第65号までについては、賛成多数にて、原案のとおり認定すべきものと決しました。また、議第66号から議題73号までについては、全員賛成にて、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております、議第57号から議第82号までの各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 議第63号、平成23年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成23年度決算は、法人市民税が前年度と比べ約4億円ぐらい伸びていますが、市民税は4,100万円の減収であり、固定資産税も1億9,100万円の減収となっています。自主財源が51.2%と、依存財源より上回る結果になりましたが、野洲中学校の建設や小学校施設整備などで市債が翌年度繰り越しで減になったことや、また下水道特別会計からの1億9,000万円の繰り入れなどが原因であります。

23年度事業におきまして、学童保育所の建設により、24年度から全学童で小学校6年生まで入所可能になったことや学校の耐震化も進んだことなどは高く評価いたします。しかし、2年間の集中改革プランということで、歳入面において市民負担がふえました。例えば、ごみの手数料が前年に比べ250万円、クリーンセンター手数料が920万円増のうち106万円は一般市民の負担増であります。決算書にはあらわれませんが、予防接種の自己負担の増などがあります。市民税が減収しているように、市民の収入は減っている中で、手数料は応納割でなく一律負担です。質疑の答弁で、実費をいただいていると答弁されましたが、低所得者には大きくこたえます。

大手企業への助成金は続ける一方で、手数料の引き上げや70歳以上の方や障害者の循環バスが無料から有料になりました。また、分庁舎の廃止や中主保健センター、中央公民

館の廃止などが行われました。質疑で市長は成果を上げていると言われましたが、市民の負担増とサービス削減の決算に反対をいたします。

また、国民健康保険事業特別会計に対しての繰出金は、特定検診分2,029万6,000円と、資金調整繰入分2,841万6,000円がゼロになり、福祉医療ペナルティ一分が前年に比べ844万7,000円削減され、763万3,000円となりました。総額5,715万9,000円の削減です。

国保税は、平成22年度に大幅な引き上げが行われました。一世帯3万8,369円の値上げで、19万5,914円、1.24倍となり、国保会計は約2億円の黒字となりました。国保会計が黒字になっているので、ルール外の繰り入れを削減したのですが、特定検診分やペナルティ一分などは、どこの自治体でも繰り入れを行い、国保税の引き上げを抑えたり引き下げをしたりしています。社会保険に比べ1.6倍の高過ぎる国保税のため、払えない方もおられる中、国保特別会計に22年度と同様に繰り入れを行い、国保税の引き下げをすべきであり、この点に反対いたします。

また、公平で民主的な行政運営になっていない点に反対します。

平成23年9月に詳細年次計画として出され、平成27年度で個人施策はなくしていくという方向で、固定資産税や保育料などの減免を廃止していく計画となっており、地元の方々のご理解が形になりました。しかし、同和行政については、特別な運営となっています。どの自治体でも、子ども会、老人会、婦人会はありますが、自治会費の中で運営されています。足らなければ廃品回収するなど工夫がされていますが、6団体に対して11万円の補助があります。また、自主学習ということで教師が派遣され、試験前には補習学習が行われています。識字学級も限定された方々となっており、これらは全地域、全市民を対象にすべきであり、特別に地域に限定した施策は公平な行政運営ではありません。

また、特定の運動団体が主催する各種の集會に参加費や負担金の支出がありますが、これも民主的な行政運営ではありません。詳細年次計画では、自立支援ということで相談業務の継続、子育て支援ということで自主学習に教師を派遣する事業の継続や、地域交流ということで教養講座や文化、スポーツ活動の継続、啓発ということで15事業の継続などがあります。最終年度に向けて、平成26年度には実態意識調査を行い、第3次基本計画を策定することが出されており、永遠に続くのではないのでしょうか。

2010年12月に、本市議会の要望として、市長に対して、同和行政に関する事業は一般施策に移行することを求めましたが、この要望は多くの市民の願いでもあります。行

政が主体性を持って地元の方々との協議を進められ、順次一般施策化され、公平で民主的な行政を行われることを求め、反対討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

議第63号、平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成23年度の一般会計決算を見ますと、国内の依然として厳しい経済情勢は市税にもあらわれており、特に個人市民税では、調定額ベースの対前年度費で約1,900万円、0.7%の減となっております。一方、法人市民税においては、平成22年度からは幾分持ち直し、対前年度費で約3億9,000万円増加し、約9億7,000万円となりましたが、今議会にも提出された法人市民税還付の専決補正を見ましても、この額は一時的なものであった色彩が濃く、本格的な回復基調へはほど遠く、最盛期の半分弱と依然厳しい状況に変わりはありません。

こうした中での一般会計歳出決算では、平成23年度においては、22年度から取り組んでこられた財政健全化集中改革プランの着実な実行により、経費抑制を図りつつ、懸案事項であった待機児童の解消策である学童保育所整備事業については完了し、さらに小中学校耐震化整備事業もほぼ完了化し、教育環境に安心・安全な子育て支援の環境を整えたところであります。加えて、ソフト面では、特別支援教育や不登校対策などの各種の子育て支援関連事業、高齢者や障害者への生活支援関連事業の確保に努められ、また、子宮頸がん等ワクチン予防接種事業などの保険事業についても、きめ細かく展開され、物心両面にわたり、安全・安心なまちづくりのための各種の施策に取り組まれたと考えております。

ただ、今後においては、本格化する幼保一元化関連事業、ごみ処理施設整備事業など、大規模事業が予定されており、生活保障費を初めとする扶助費や交際費など、義務的経費に対する対応など多額の財源を必要とされる課題を含んでおります。

経済情勢を初め国の動向を注視しつつ、多様化する市民のニーズに的確に対応し、これまでの財政健全化の成果を生かす中で、市民目線に立った施策を展開することにより、市全体の活性化を図り、本市の将来像実現のため、限られた財源で最大の効果を上げるさらなる努力を要望しまして、平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第12番、太田健一君。

暫時休憩いたします。

(午後 1時24分 休憩)

(午後 1時24分 再開)

○議長（田中良隆君） 再開をいたします。

太田議員。

○12番（太田健一君） 議第64号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場での討論を行います。

まず1点目に、国民健康保険は平成22年度に大幅な保険税の引き上げにより、23年度は約2億円の黒字となり、基金への積み立てとなっています。一般会計からの法定外繰り入れも行わず、約6,000万円もの大幅減額となり、市民への負担強化となっています。

本会議の質疑の中の答弁で、安易な引き下げは行わないとありましたが、今年度に再び病気等の蔓延による大幅な医療費の上昇でもない限り、会計は黒字となり、さらなる基金の積み立てとなります。さらに、答弁の中では、公平性の観点という言葉がたびたび使われていましたが、市民の34%の方々が国保加入しておられ、今後の高齢化を考えると、決して一部の方々の問題ではありません。

本来ならば国が負担すべき部分がそのまま市民の税負担となってしまっており、皆さん大変な思いをされておられます。国が出さない部分を市が手当てしていくことが、市民の健康を守る行政の役目として必要なのではないのでしょうか。

委員会での答弁では、できることなら保険税を下げたいが、医療費の動向を見ながら、基金が2億円を超えていくようなら下げていく方向の考えはあるとありましたが、現状の会計の中で引き下げを行ったとしても、やりくりは十分可能であり、保険税の引き下げを行うべきと考えます。

2点目ですが、平成23年度の資格証明書の発行が134世帯と、前年度の84世帯と比較して大きくふえています。逆に、短期証が前年度360世帯から282世帯へと減っていますが、このお互いの数の推移から読み取れることは、短期証から資格証明書へと切りかわっている人々が大幅にふえているということになります。資格証明書を出すということは、本人が医療機関の窓口で10割負担となり、現実にはあなたは病院に行かなくてもいいですよと言っているようなものです。

全国的な調べの中でデータとしてもあらわれていますが、資格証明書により病院に行け

なくなり、最終的に手遅れとなる事例がたくさん起きています。滋賀県下の中でも、野洲市の資格証明書の発行割合はかなり高く、安易に資格証明書を出し過ぎなのではないでしょうか。職員の方々も納税相談につなげられるよう、かなりの努力はされておられると思いますが、県下では高島市のように資格証明書の発行がゼロの自治体もあります。本人と会えないことにはどうしようもない、連絡はとれないという現状は、資格証明書の発行が少ない大津市などでも同じことです。納税の意識を高めるためのさらなる努力が必要だと考えますし、資格証明書の発行はゼロにすべきです。

以上、大きく2点の問題点を指摘しまして、この議案に対する反対討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男です。

私は、ただいま議題となっております議第64号、平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

現行の国民健康保険制度は、国民健康保険法が昭和33年に制定され、国民皆保険制確立から約半世紀以上が経過し、この間、全国民に医療保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として、国民医療を根底で支えてまいりました。しかしながら、国民健康保険制度は、近年の医療費の高騰や長期不況による低所得者の増加、また被保険者の高齢化等、非常に厳しい財政運営が余儀なくされているわけであります。

このような中で、本市国民健康保険事業の平成23年度決算として、収支におきましては2億530万7,453円の黒字、単年度の実質収支は約1億3,500万円の黒字決算となっております。これは、医療費の伸びが平成23年度は比較的安定し、保険給付費、いわゆる医療費も比較的落ちついて推移してきたことや、国庫負担金等が想定より多く交付されたことによるもので、国民健康保険税の引き上げが大きな要因であるとは言い難いと考えております。

なお、一般会計から繰入金の関係につきましては、国が示します繰出基準を基本において運用されています。さらに国民健康保険税の収納状況を見ますと、全国的に徴収が大変厳しい中、現年度分の徴収は94.65%で、県下でも上位の徴収率となっております。その収納対策は、十分評価に値するものと私は考えております。

また、医療費の適正化を推進するための特定検診の受診率は51.8%、滋賀県下におきましても本市は第2位であります。また、13市の中では本市は第1位となり、市民の健康増進や医療費の適正化にも寄与しているものと推察している次第であります。

いずれにいたしましても、本市国保事業の長期安定化及び健全化のため、引き続き医療費適正化により歳出の規制を図ることや、保険税徴収率の向上による歳入の確保に努めるなど、今後ともより一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論いたします。

委員各位のご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 議第65号、平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2008年4月から実施された後期高齢者医療は、75歳以上を後期高齢者として県でまとめた別の健康保険に加入させ、検診も慢性疾患で受診している人は受けられない、また脳ドックなど検診の対象からも外され、受けるなら実費というような状況にしました。また、窓口1割負担ですが、ある一定以上の収入のある人は3割負担でありながら、検診も医療も差別されています。

このような矛盾を含んでいるため、民主党も廃止をマニフェストに書いていましたが、政権の座について、廃止するどころかそのまま続けています。総医療費の支出に対して、国、県、市町村、保険者の負担割合は決まっており、医療費がふえれば保険料が上がる仕組みになっています。今後ますます高齢者はふえ、医療費もふえることは明らかであります。

2年に1度の見直しで、24年度、全国的に後期高齢者の保険料が引き上げられました。各個人にとって、年金は毎年引き下げられる一方、介護保険料も後期高齢者保険料も負担はふえる中、使えるお金はどんどん少なくなっています。2014年度から消費税は8%、15年には10%という法案が、民主、自民、公明党の3党合意で成立しました。ますます生活を圧迫することは明らかであり、国民年金だけで暮らしておられる方々や加入期間が短くて満額もらえない方々など、生活保護に頼らなければならない人もふえております。

野洲市で後期高齢者医療を、この会計をどうすることもできない決算ではありますが、基本的に年齢による差別医療の保険制度は速やかに廃止し、すべての国民が等しく医療や検診を受けられるようにすることを求め、本会計決算に反対いたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第65号、平成23年度野洲市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月より施行され、制度4年目となった平成23年度は安定した制度運営がなされたものと評価をしております。

さて、本市の後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、この医療保険制度の実施主体が県広域連合となる中で、本市では市民への相談受付窓口となり、また保険料の徴収に関する事務を行ったものであります。保険料の収納率につきましては、野洲市は県平均を上回り、現年度分全体で99.84%と優秀な結果となっております。ちなみに、県平均は99.60%。徴収率におきましては、県下で4位、市では1位となっております。これは、収納率の確保にきめ細かな対応で努力された結果であると評価するものであります。保険料の適正な徴収は負担の公平性を確保するために不可欠なものであり、今後も高い収納率の確保に努められますよう希望するものです。

現在、これからの後期高齢者医療のあり方につきましては、社会保障制度改革国民会議において議論がなされようとしているところですが、いずれにいたしましても、私たち市民誰もが安心して医療が受けられる医療制度の確立を願うところであり、制度変更になる場合には混乱が生じないような方策を切に希望し、平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中良隆君） 次に、第12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） 議第76号、野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正により、関西電力や大阪ガス、NTTなどのガス管や電柱、地下ケーブル等にかかわる占用料の引き下げにより、206万円の減収の見込みとなっております。

これは、国の道路法の基準の改正に準じたものでありますが、道路法の第32条で、市道を占用するには道路管理者（市町村）の許可が必要であることや、第39条では、道路管理者（市町村）は占用料を徴収することができることを規定しており、占用料を徴収する場合は国が定めた基準の範囲とすることとなっております。そして、その基準額は別途施行令で定めるとしてあります。その施行令の中で、占用料の額は基準額の範囲で市町村が自主的に決めることができるとなっております。要するに、国の基準の改正があったといえども、これに従わなくてもよいということであり、大津市では独自で行っています。つまり、占用料は自治体の裁量権であります。

今日、不況で市の財政も厳しく、集中改革プランの中で市民に対する負担もふえたままです。そういった大変な状況の中で、関西電力やN T Tなど体力ある大企業にまで占用料の引き下げを行う必要があるのかと疑問を感じますし、応分の負担を求めてもよいのではないかと考えます。

以上の理由により、この条例改正に対する反対討論とします。

○議長（田中良隆君） 次に、第18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） 18番、内田聡史です。

ただいま議題となっています議第76号、野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

市道の占用料については、道路法39条第1項に「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる」、また第2項では「占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める」とされています。

このたびの道路占用条例の一部改正については、道路法施行令の一部を改正する政令が平成23年4月1日に施行されたことを受けて改正されるもので、滋賀県内では大津市が独自の占用料を制定しているものの、県を含むその他すべての自治体で当施行令に準拠して占用料を定めています。施行令に定める占用料については、国では近傍の土地の鑑定評価額を根拠として定期的に改正を行っているもので、その額については妥当性に富んでいると考えられます。また、市内の国道や県道の占用料は施行令と同額で設定されており、市道についても裁量権は認められているものの、公平性を確保する観点から、施行令に準拠することが適正であると考えます。

したがって、このたびの野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例は妥当な考え、改正案に賛成するものです。

○議長（田中良隆君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより、議第57号から議第82号までの各議案について、順次採決いたします。

まず、議第57号から議第62号まで、議題66号から議第75号まで及び議第77号から議第82号までの議案22件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案22件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第57号から議第62号まで、議第66号から議第75号まで及び議第77号から議第82号までの議案22件については各委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議第63号から議第65号まで及び議題76号の議案4件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案4件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第63号から議第65号まで及び議題76号の議案4件については各委員長報告のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。再開は14時ちょうどといたします。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

発議第3号及び意見書第12号から意見書第15号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号及び意見書第12号から意見書第15号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（田中良隆君） 追加日程第1、発議第3号、野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。

発議第3号、野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

政務調査費の収支報告書とその証拠書類の写しをいつでも一般の閲覧に供するよう、野

洲市議会政務調査費の交付に関する条例第11条を改正しようとするものです。

内容につきましては、閲覧対象に証拠書類の写しを追加するとともに、何人も閲覧の請求を可能とするものです。なお、この条例は交付の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） これより、ただいま議題となっております発議第3号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております発議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号、野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

（追加日程第2）

○議長（田中良隆君） 追加日程第2、意見書第12号から意見書第15号まで、米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）ほか3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第12号について、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第12号、米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）についての提案説明を行います。

意見書（案）にも述べられていますように、日米両政府は、米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイを沖縄・普天間基地に配備するため、去る7月23日、岩国基地に陸揚げをしました。当初、試験飛行を経た後、沖縄県普天間基地に配備し、10月から本格的な訓練を実施するというものでありました。

ところが、世界一危険な輸送機を世界一危険な普天間基地に配備を強行しようとする日米両政府に対して、沖縄はもとより全国で配備反対の世論と運動が広がっています。

沖縄県では、去る6月17日に5,200人の参加で配備反対の市民大会が行われています。さらに9月9日には、10万人が参加する県民大集会が開催されました。米軍基地関係で開催された集会としては、過去最大規模となっています。

一方、意見書（案）にも書かれていますように、全国知事会を初め、多くの地方議会がオスプレイ配備に反対の意見書、決議等を採択としています。オスプレイ配備反対の世論と運動は、文字どおり党派を超えての世論となっています。すなわち、日米安保条約を認める人も反対する人も、また米軍基地の存在に賛成する人も反対する人も、政党の立場を超え、危険なオスプレイ配備は認められないと要求しているのが特徴であり、国民世論と考えます。

これは、自民党でも、去る7月20日、野田内閣に対してオスプレイ陸揚げに対する申し入れを行っていますが、この申し入れ文書の中でも、国民の不信が払拭されないままこれらが強行されればより一層の反発を招くことになり、今後の配備計画、さらには日米安保全体にマイナスの影響を及ぼす懸念が強い、したがって現行スケジュールの強行には反対であると表明をしています。

その点では、今回提案いたしております本意見書（案）の中にも、地元自治体は強く反対しており、沖縄県民と国民を危険にさらすオスプレイ配備を強行することは許されませんとの内容であり、この自民党の申し入れの内容等を勘案すると、到底安全性が担保されたとはいえない現状から見れば、本市議会でも保守系党派、自民党議員の皆さんも、この意見書（案）に賛成を得られるものと確信をいたしております。

2点目の問題は、政府はこれまで、これほど危険で配備反対の世論に対して、安全性が確認できるまで飛行させないと言っていたにもかかわらず、ご承知のように、一昨日、森

本防衛大臣は安全性が確認できたとして配備を認めました。本日、早速、試験飛行なるものが強行されています。しかし、政府の発表を見る限り、何ら安全性が確認されたものではなく、まさにアメリカへの配慮だけで認めているものと考えます。この決定に対して、改めて国民的な批判が強まっています。

言うまでもなく、意見書に書かれておりますように、オスプレイは開発段階から墜落事故を繰り返し、ことし4月にモロッコでの墜落事故で2名が死亡したのに続いて、6月にもアメリカ・フロリダ州で墜落、7月9日には米国で機体の故障で民間空港に着陸して問題になったばかりであります。これまでに少なくとも36人が死亡しており、多数の負傷者が出ています。これは、今回、日米両政府が主張するパイロットの人為的ミスに起因するということではなく、明確な機体の構造的欠陥であることは明らかであります。

にもかかわらず、オスプレイ配備が強行されれば、世界一危険な普天間基地を抱える宜野湾市民への危険が増すだけではなく、沖縄県内での各基地での運用がされ、県民全体への危険は一層重大なものとなることは明らかであります。

さらに、米軍は、オスプレイを山口県の岩国基地や静岡県のカンパ富士に派遣して、東北を初め近畿、四国、沖縄、奄美等6つのルートで高度150メートルの低空飛行を含む訓練を想定しています。さらに、日米合同演習が滋賀県饗庭野演習場で予定されていますが、米軍はこの演習場でも今後の使用を否定していません。つまり、沖縄のみならず、日本全土で危険が増すこととなります。

このように、沖縄県民と国民を危険にさらすオスプレイの配備を強行することは許されません。よって、政府が配備撤回をアメリカ政府に求めることを求めたこの意見書は、市民、国民の願いでありまして、本市議会として採択の上、政府に提出されるべきだと思います。

議員の皆さんのご賛同をお願いしまして提案説明といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第13号について、第12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） 陸上自衛隊饗庭野演習場における日米合同演習の中止を求める意見書（案）を、朗読をもって提案説明とします。

陸上自衛隊幕僚監部広報部は、10月下旬から11月上旬に滋賀県陸上自衛隊饗庭野演習場において、米陸軍第25師団第1-14歩兵大隊と陸上自衛隊第33普通科連隊が参加する日米合同演習を実施すると発表しました。

2011年2月から3月に行われた合同演習では、市街地戦闘訓練が実施されるなど、

「日米軍事一体化」のもとで、これまで以上に、自衛隊の海外派兵のための訓練になることが危惧されます。

1986年以来、過去11回の饗庭野演習場での合同演習では、沖縄・米海兵隊が参加した7回の合同演習のうち、少なくとも3回はヘリコプターを使った訓練を行っており、2003年には危険性が指摘されていた米海兵隊の輸送ヘリコプターCH53も訓練に使用しています。このことから、墜落事故が続発している米海兵隊の輸送機・MV22オスプレイが今後の日米合同演習に使用されるかどうかについて、防衛省報道室は「それは米軍が決めることで、オスプレイを使うとも使わないとも言えない」と滋賀での演習に使用することを否定していないことは重大です。

合同演習は、県民に不安と危険をもたらしてきており、県民の生命、財産、権利、生活に関わる問題として、饗庭野演習場での「合同演習の常態化」は許されません。よって、今回の日米合同演習の中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第14号について、第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

意見書第14号、「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（案）について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから、2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行されました。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となります。今年7月1日に9物質が追加され、現在77物質が「指定薬物」に指定されております。

しかしながら、近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきました。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されております。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されております。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きております。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態であります。厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」

は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなりました。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できません。今後、青少年を初めとした薬物乱用の拡大を防ぐとともに、早急な規制強化が急務の課題であります。

よって、政府におかれては以下の点について対応するよう強く要請いたします。

記

一、成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。

一、指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去できるなど、法整備の強化を図ること。

一、特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同を、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第15号について、第7番、中島一雄君。

○7番（中島一雄君） 第7番、中島一雄でございます。

私は、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）を、朗読をもって説明提案をさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題は、国家にとって重大な主権侵害行為であり、かつ許しがたい人権侵害行為である。

平成14年、当時の小泉政権下において、北朝鮮は日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が日本への帰還を果たしたところであるが、その後、新たな拉致被害者の帰還は果たされておらず、今も北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待つ被害者にとっては、10年の年月が経過しようとしているところであります。

また、北朝鮮による拉致被害者として17名が認定されているが、認定された拉致被害者以外にも、特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在していると推測されます。

政府は、首相を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、拉致問題担当大臣を任命して今日まで被害者救出に取り組んでいるが、いまだに具体的な効果を上げるまでには至っていない現状である。

こうした中、昨年12月に北朝鮮の金正日総書記が死去し、後継の金正恩政権へ移行さ

れたところであるが、こうした時にこそ、断固とした姿勢で実質的な交渉を行い、拉致問題の解決へと進めるべきである。

また、金正恩政権発足後、北朝鮮の治安並びに経済状況は極めて不安定な状況にあり、拉致被害者の安全が侵害される危険性も憂慮されるところであります。

よって、国会および政府に置かれては、今年を勝負の年と位置付けて、全勢力を傾けて早急に未認定被害者を含むすべての拉致被害者を救出されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） これより、ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第15号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第15号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第12号から意見書第15号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第12号から意見書第15号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。そのまま、おのおの自席でお待ちください。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時27分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次発言を許します。

まず、第9番、西本俊吉君。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉でございます。

ただいま提案されております、意見書第12号米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）に対しまして、私は反対する立場から討論に参加します。

平和であることは、これは人類皆が求めているところ、本項にはいささか狂いもないわけですけれども、議題となってますオスプレイの配備につきましてですが、一昨日、日米政府間におきまして、国内運用に関し、安全確保は正式に合意形成されました。そういうところから、私は、今日のように、背景といたしましては、竹島やそれから尖閣諸島、これらのちょっとした臭い空気というんですか、こういうものを感じる時に、やはり日本の安全を守り、さらには東南アジア全体の平和を構築するためには、このオスプレイの配備は避けられないと思います。

先ほどの提案者の方が、非常にオスプレイは危険であるというような見解をもって提案されております。しかし、私が調べました限りにおきましては、今日までアメリカの海兵隊が使っておりましたCH53D並びにCH46の輸送用のヘリコプターに比べまして、事故の発生率は非常に低いということが、この統計上からも出ております。

そういうところで、ここには10万飛行時間におけるクラスA事故、ある意味では重大事故ですね、これらの発生率が低いということが、この資料によりましても裏づけておられますし、何よりもこのオスプレイの性能、そういうものを見ましたときに、いわゆる輸送力そのものを考えるときに、スピードというんですか、他のCH46ヘリコプターと比べますと速く目的地に到達できると、また積載量や航空距離も大幅に向上していくということにつながります。

よって、平和を維持していくためには、今日のオスプレイの配備は、我が日本にとりましても合意を形成しながら配備されるのが妥当かという判断を持っております。

そういうことで、私たち、何も軍事力を背景に各外交問題が進展するということは余り好ましくないという思いをしながらも、このオスプレイに関しましては、私は政府のそうした判断が適切であるという思いから、この配備反対に対する意見書に対しまして反対する、その意思を持ってこの場に発言しております。

どうか議員皆様のご理解を得まして、この意見書（案）に対しまして、私の気持ちをおくみいただいた上、反対の立場をおとりいただくことをお願い申し上げ、私の発言といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 意見書第12号、米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意

見書についての賛成討論を行います。

アメリカ海兵隊が沖縄の普天間基地に配備を予定しています新型輸送機オスプレイについて、日本政府が運用の安全は確認されたと一方的に宣言をし、飛行運用を開始することを受け入れました。日本政府の同意を受けて、米軍は山口県の海兵隊岩国基地に陸揚げし、そして、きょう試行飛行が行われました。このオスプレイ12機の試行飛行、これは沖縄の普天間基地に10月に移動をして運用するという予定であります。

この配備に反対している沖縄県民や国民の頭越しに配備や運用を受け入れるのは、断じて容認することはできません。オスプレイの運用について、日米合同委員会で合意した森本防衛相は、記者会見で、国民の理解が得られなくても日本政府としての安全性の確認作業が終わったので、アメリカの飛行運用が始まると述べました。全く国民を無視した姿勢であります。

オスプレイは、開発段階から墜落事故を繰り返し、多くの若い米兵の命を奪ってきました。また、ことしも4月モロッコで、6月アメリカ・フロリダで墜落をしました。もともとオスプレイには、エンジンが止まれば下降流を利用してプロペラを回し着陸するオートローテーションという機能がなく、アメリカ連邦航空局の安全基準を満たさず、日本の航空法でも本来飛行を禁止すべきものであります。

このような状況の中で合意がされたわけですが、この固定翼からモードを切りかえるという転換、これはできるだけ短時間でということと基地外での転用も認めています。米軍の環境調査報告書は、着陸時は普天間基地から約5キロのところまでヘリモードに転換すると明示をしています。普天間基地周辺の市街地の上空で転換し、もし墜落すれば、大事故になるということは明らかであります。日米合意が市街地上空での転換を認めたということは、重大なことであります。低空飛行や学校、病院の上を飛ぶのを制限したということのも何の保障にもなりません。合意が地上から150メートル以上を飛ぶとする一方で、その高度を下回る飛行をせざるを得ないということと述べているのは、その一例であります。これまでも沖縄では、米軍機の低空飛行など規制する取り決めがあっても、守られたためしはありません。沖縄県民が日米合意を信用せず、批判するのは当然であります。

オスプレイがちょっとしたミスでも墜落するのは、パイロットの人為ミスだけでなく、オスプレイそのものに事故が起こりやすい根本的な欠陥があるためです。いろいろと運用ルールを決めても、危険性を回避することはできません。オスプレイが配備される普天間基地は、アメリカの国防長官でさえ世界一危険と認めた基地であります。世界一危険な基

地に欠陥機オスプレイの配備計画は撤回する以外にありません。

このオスプレイの配備は、沖縄だけの問題ではありません。計画では、オスプレイを岩国基地、キャンプ富士に毎月移動させ、そこを拠点に全国各地で低空飛行訓練を実施、公表された6つの米軍機低空飛行訓練ルートだけで、訓練が330回ふえるとされております。さらに、他地域でも訓練する可能性を海兵隊も外務省も認めているような状況であります。

よって、オスプレイの配備撤回を国に求める今回のこの意見書に対して賛成をするものであり、賛成討論といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。この意見書の第12号につきましては、私は賛成の討論をさせていただきます。

この12号に関しましては多数の議員がかなり悩んでおられました。私もその一人です。そして、今、こういう私の賛成討論の発言になりますことを、まずお伝えさせていただきます。

沖縄県では、県議会そして全市町村議会で、このオスプレイ配置についての反対を決議いたしております。私もその立場に立ったときに、そこで一番悩みました。社会情勢もいつ戦争が起こるかわからないような、そういう情勢も危機感を感じてはおります。ただ、女性の立場、母親の立場といたしましては、軍備を拡張するのではなくて、外交面で十分話し合いを行い、そして平和な世界が一日も早く来ることを望みまして、私は多くは述べませんが、米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書につきましては賛成とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第12号、米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号、陸上自衛隊饗庭野演習場における日米合同演習の中止を求める

意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第13号は否決されました

次に、意見書第14号、「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第14号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第15号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第15号は原案のとおり可決されました

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成24年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る8月28日に召集をさせていただき、本日に至りますまで25日間ありました。当初提案させていただきました専決処分の承認1件、平成24年度補正予算6件、平成23年度決算の認定11件、条例の一部改正3件、その他7件、人事案件1件の計29議案につきまして、慎重なご審議の上、いずれも原案どおりお認めをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問におきましては、いじめ問題や市が関与しての病院整備の可否などを初めとして、福祉、環境、基盤整備などの施策につきまして、多くのご意見やご提案をいただきました。これらをしっかり受けとめまして、任期も残り1カ月余りとなりましたが、誠心誠意、市政運営に当たってまいります。

私にとりましては、今議会が1期目最終の議会となります。この4年間は、議員の皆様方の厳しい叱咤激励と温かいご支援を受けつつ、皆様方とともに市民の幸せとまちの発展と安全のための仕事ができ、充実した4年間となりました。これもひとえに、議員及び市民の皆様方のご理解とご支援、そして職員の働きによるものであり、改めて心よりお礼申し上げます。

去る6月の議会におけるご質問にお答えして表明いたしましたとおり、次の市長選挙には、「野洲の元気と安心を伸ばす」をテーマに臨ませていただきます。常々申し上げておりますとおり、まちづくりの役割は、伸びようとする市民や企業への成長支援と困難な状況にある市民、企業への自立支援、そして秩序と安全を守ることです。住んでよい、住み続けたいまち、それは私たちの日常の生活そのものが元気と安心を増進してくれるまちであると考えております。透明、公正、公平を基本とし、市民の皆さんとともにその実現に取り組んでまいります。一層のご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

時節柄、皆様方におかれましては健康に十分ご留意をいただき、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 10月7日告示の市長選まで2週間余りでございます。2期目を目指されます市長におかれましては、健康に十分留意をされまして、選挙戦頑張ってくださいまして、11月の議会また再びここでごあいさついただけることを大いにご期待を申し上げたいと思います。

これをもちまして平成24年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。（午後2時47分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 9月21日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 内 田 聡 史

署 名 議 員 河 野 司